

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 平成十九年十一月償還分抽せん銘柄等の告示 (財政課) 一
- 救急病院等の申出の撤回 (医療整備課) 一
- 救急病院等の申出 () 一
- 埼玉県農業災害対策特別措置条例に規定する特別災害の告示 (農業支援課) 二
- 幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧 (都市計画課) 二

- 幸手都市計画用途地域の変更の案の縦覧 (都市計画課) 二
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 二
- () 二
- (行田県土) 三
- () 三
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課) 三

雑報

- 人事異動 (人事課) 三

告示

埼玉県告示第千三百五十八号

埼玉県公債の平成十九年十一月の定時償還について、次のとおり抽せんする。
平成十九年九月七日

一 銘柄、償還期日及び償還額

埼玉県知事 上田清司

銘柄	償還期日 (年・月・日)	償還額 (万円)
10/イ	19.11.20	90,000
10/ロ	19.11.20	14,400
10/リ	19.11.28	135,000
10/ヌ	19.11.28	21,600

二 抽せん日時

平成十九年九月十二日

三 抽せん場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
(株)埼玉りそな銀行県庁支店

四 抽せん方法

せん札抽せん

埼玉県告示第千三百五十九号

次に掲げる病院は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。
平成十九年九月七日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地
医療法人三誠会川口誠和病院	川口市江戸袋一四一〇
岩槻南病院	さいたま市岩槻区黒谷三二五六

埼玉県告示第千三百六十号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として平成十九年九月三日認定し、その有効期限をそれぞれ同表の下欄のとおりとした。
平成十九年九月七日

埼玉県知事 上田清司

病院及び診療所名称	所在地	有効期限
医療法人三誠会川口誠和病院	川口市江戸三三五一四六	平成二十年九月二日

医療法人社団 幸正会岩槻南 病院	さいたま市岩 槻区黒谷二二 五六	同 右
埼玉医科大学 国際医療セン ター	日高市大字山 根一三九七一 一	同 右
埼玉協同病院	川口市木曾呂 一三一七	同 右
このす共生 病院	鴻巣市本町六 一五一八	同 右
武蔵台病院	日高市久保二 七八一二	同 右
医療法人新医 療会所沢明生 病院	所沢市大字山 口五〇九五	同 右
医療法人至仁 会吉川病院	所沢市若狭三 一五七〇一 二	同 右
熊谷生協病院	熊谷市上之三 八五四	同 右
行田中央総合 病院	行田市富士見 町二一七一 一七	同 右
医療法人仁寿 会山田病院	羽生市大字上 新郷五九三九	同 右
秀和綜合病院	春日部市谷原 新田一二〇〇	同 右
医療法人泰山 会石井外科医 院	草加市氷川町 九二八	同 右
獨協医科大学 越谷病院	越谷市南越谷 二一一五〇	同 右
新世紀脳神経 外科	越谷市船渡一 一七一	同 右
指扇病院	さいたま市西 区大字平方 領々家九八三	同 右
野中病院	さいたま市大 宮区浅間町一 一〇〇	同 右

さいたま市立 病院	さいたま市緑 区大字三室二 四六〇	同 右
埼玉医科大学 総合医療セン ター	川越市大字鴨 田一九八一	同 右

埼玉県告示第千三百六十一号

平成十九年八月二十日の降ひよによる災害を平成十九年九月三日、埼玉県農業災害対策特別措置条例(昭和五十三年埼玉県条例第十四号)第三条第一項の特別災害として指定した。

平成十九年九月七日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県告示第千三百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月七日

埼玉県知事 上田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称
幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域
幸手都市計画区域の区域
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉

県行田県土整備事務所、埼玉県杉戸県土整備事務所、大利根町都市整備課、幸手市建設経済部都市整備課、宮代町産業建設課、栗橋町都市整備課、鷺宮町都市整備課、杉戸町都市施設整備課

四 縦覧期間
平成十九年九月七日から平成十九年九月二十一日まで

埼玉県告示第千三百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月七日

埼玉県知事 上田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称
幸手都市計画用途地域
- 二 都市計画を変更する土地の区域
大利根町大字北下新井字野中、字不用堤及び字下堤外の各一部、並びに、大字琴寄字鴨新田、字西後川、字後川の一、字後川の二、字後川の三、字堤、字舟渡及び字下川島の各一部
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、埼玉県杉戸県土整備事務所、大利根町都市整備課、幸手市建設経済部都市整備課、宮代町産業建設課、栗橋町都市整備課、鷺宮

埼玉県告示第千三百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年九月七日

埼玉県知事 上田 清 司

- 一 許可番号
平成十九年八月二十八日
指令行整第一九〇〇六一号
 - 二 検査済証番号
平成十九年八月三十日第六十号
 - 三 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡騎西町大字中種足字十八番三二一四一四、三二一四一五、三二一五
 - 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市大宮区吉敷町一丁目七三番地
株式会社 オリオン
代表取締役 名取 俊行
- 埼玉県告示第千三百六十五号
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、
公告する。

平成十九年九月七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年二月二十一日

指令杉整第一八〇二〇〇〇号

二 検査済証番号

平成十九年八月三十一日第六十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字東大輪字南割畑

一三九六―二一、一四一一―二、一四

一二―二、一四一三―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷲宮町大字東大輪一四一三

小林 利男



埼玉県行田県土整備事務所長告示第五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十九年九月七日

埼玉県行田県土整備事務所長

並木孝之

一 許可番号

平成十九年八月二十九日

指令行整第一九〇〇一五一号

二 検査済証番号

平成十九年八月三十日第二十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字鴻荃字北谷二

三九―三、一―一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字鴻荃二三六〇―

二 柏崎 勤



埼玉県行田県土整備事務所長告示第五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十九年九月七日

埼玉県行田県土整備事務所長

並木孝之

一 許可番号

平成十九年四月二十九日

指令行整第一八〇〇七八二号

二 検査済証番号

平成十九年八月三十日第十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

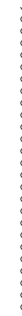
北埼玉郡騎西町大字下崎字道北一八

二七―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字下崎一八二七

野原 重夫



埼玉県教委告示第二十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり

招集する。

平成十九年九月七日

埼玉県教育委員会委員長

雑報

石川 正夫

一日時

平成十九年九月十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 教職員の人事について

ロ その他

平成十九年八月三十一日付け

公安委員会委員再任

由木義文委員は、八月二十四日再任された。

○副部長級

○課所長級

退職(国土交通省へ)

県土整備部河川砂防課長

(新任命職)

県土整備部河川砂防課長

(現職)

県土整備部河川局治水課企画専門官

朝堀 泰明

(現職)

埼玉県ホームページアドレス
http://www.pref.saitama.lg.jp/A01
/BA00/kenpouhome/fr_top.htm

印刷所

関東図書株式会社
さいたま市南区別所三―一―一〇
〇四八―八六―二二九〇(代表)